

山梨県公報

第二百二十四号

令和三年

九月二十七日

月 曜 日

目次

告示

- 救急病院等の認定……………四七九
 - 家畜伝染病の発生(二件)……………四七九
 - 道路の供用開始……………四八〇
 - 土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除……………四八〇
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(二件)……………四八〇
 - 建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………四八一
- ### 公告
- 一般競争入札について……………四八二
 - 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施の一部変更……………四八三
 - 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定(二件)……………四八四
 - 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………四八四
 - 土地改良区役員の退任及び就任……………四八四
 - 換地計画の決定……………四八五
 - 開発行為に関する工事の完了について……………四八五
 - 随意契約の相手方の決定について……………四八五
- ### 選挙管理委員会
- 政治団体の名称等の届出……………四八五
 - 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………四八七
 - 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………四八七
 - 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………四八七

告示

山梨県告示第二百四十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和三年九月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
上野原市立病院	上野原市上野原三千五百四番地三

二 認定期限 令和六年九月三十日

山梨県告示第二百四十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和三年九月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	北杜市	令和三年九月九日

山梨県告示第二百四十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和三年九月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
			二千七百八	中央市	令和三年五月十一日

豚熱	豚	疑似患畜	千六百九十 三	道志村	令和三年八月六日
----	---	------	------------	-----	----------

山梨県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和三年十月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和三年九月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷富士川線	南巨摩郡富士川町駅前通二丁目 字沢ノ戸九番四地先から 南巨摩郡富士川町駅前通二丁目 字沢ノ戸九番一五地先まで	八二・四	令和三年九月二十七日

山梨県告示第百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	土砂災害特別警戒区域の表示及び自然現象に	解除事項	指定告示
------	---------------	------------------	----------------------	------	------

同	同	同	北杜市	和入沢	土石流	次の図のとおり（図面省略）	全部	平成二十一年山梨県告示第百十三号
同	古袖西沢12	同	同	古袖西沢11	同	同	同	平成二十三年山梨県告示第百九号
同	同	同	同	下原沢	同	同	同	同

山梨県告示第百五十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧にする。

令和三年九月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

3	桑留尾2の	急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から二十号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
一	南都留郡	富士河	西湖	桑留尾坂	三〇八一番	同	同	同	同	同	同

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和三年九月十三日
- 二 指定道路の位置 山梨市小原東字白山三百三十三番十二
- 三 指定道路の幅員 最大四・八メートル 最小四・八メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・五九メートル

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年九月二十七日

山梨県立あけぼの医療福祉センター所長 畠 山 和 男

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 D R装置等

(二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和四年三月三十一日

4 納入場所 山梨県立あけぼの医療福祉センター放射線科

二 事務を担当する所属 山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号

のいずれかに該当する者
(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和三年山梨県告示第六十七号）の二に定める競争入札に参加することができる者であること。

4 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿における認定種目のうち、「医療器械」に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和三年十月七日（木）まで（山梨県の休日を含め、平成年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇七-〇〇四六 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一 山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 六六(三)に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法及び期間 この公告の日から令和三年十月七日（木）までの間において、次のいずれかの方法により交付する。

(一) 直接交付 県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、六六(三)に掲げる場所において直接交付する。

(二) メールによる交付 メールで入札説明書を請求するときは、件名に「DR装置等の購入に係る一般競争入札説明書請求」と記載し、本文には、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、六(三)に掲げるメールアドレスあてに送信すること。メール送信後は、必ず、到達確認の電話を入れること。

(三) 郵便による交付 郵便で入札説明書を請求するときは、封筒の表に「DR装置等の購入に係る一般競争入札説明書請求」と朱書きした上で、返送用として、住所、郵便番号、名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、郵便切手(百四十円)をはった角形二号(A四判)の郵便封筒と名刺等の連絡先(住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、メールアドレス、名称、担当者の部署名及び氏名等)が分かるものを同封して、六(三)に掲げる場所まで郵送すること。なお、返送に要する日数を考慮して請求すること。

3 事前連絡 入札説明書等の交付を希望する者は、事前に六(三)に掲げる場所へ連絡すること。

4 入札説明書の取り扱い 入札説明書は他者への配付を禁止とする。

5 入札参加資格確認申請書の提出方法 公告の日から令和三年十月七日(木)までの間に、入札説明書に従い、提出すること。

6 入札参加資格審査結果の通知 入札参加資格審査結果は、書面により通知する。

7 入札方法 提出は、入札当日に8に掲げる場所に直接持参し入札するか、六(三)に掲げる場所へ、令和三年十月十四日(木)午前十一時三十分(必着)までに、入札説明書に従い、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年十月十四日(木) 午前十一時三十分

(二) 場所 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一 山梨県立あけぼの医療福祉センター会議室

9 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十一年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、これを免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消し、規則第百二十条第一項の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 その他 無

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 令和三年山梨県議会九月定例会において、この一般競争入札に係る補正予算が否決された場合、入札の執行を取り止めるものとし、また、既に入札を執行している場合は、入札の効力を生じさせないものとする。

(三) 問合せ先 郵便番号四〇七〇〇四六 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一 山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課
(電話〇五五一一二二一六一)

(メールアドレス akbn-iryo@pref.yamanashi.jp)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Digital Radiography Devices 1 unit

2 Date and time for tender: 11:30AM October 14, 2021

3 Bureau in charge: General Affairs Section, Yamanashi Prefectural Akebono Medical Welfare Center 3251-1 Kamijouminamiwari Asahi-machi Nirasaki Yamanashi 407-0046 Japan TEL 0551-226111

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施の一部変更

令和三年四月十九日付けで公告した狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施の公告を次のとおり変更する。

令和三年九月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

第一の狩猟免許試験の一の試験日時の1を次のとおり変更する。

- 1 第一回 令和三年十一月十一日(木)及び同月十二日(金) (いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。) 午前九時二十分から午後四時まで
- 第一の狩猟免許試験の二の試験場所の1を次のとおり変更する。
- 1 第一回 山梨市万力千八百三十番地山梨市民会館

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業(下井出・大八田地区農村地域防災減災事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和三年九月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和三年十月二十五日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和三年十一月九日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年三月二十八日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業(西沢堰地区農村地域防災減災事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和三年九月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和三年十月二十五日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和三年十一月九日まで

五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年三月二十八日まで

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業(中山地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和三年九月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和三年十月二十五日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和三年十一月九日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年三月二十八日まで

● 土地改良区役員 山梨県知事 長 崎 幸太郎

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、本途堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和三年九月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	高山正廣	甲斐市岩森千七百四十八番地	令和三年四月四日
同	中島敏郎	甲斐市志田二百三十九番地	同
同	土橋幸蔵	甲斐市宇津谷四千八百八十七番地	同
同	興石輝行	甲斐市下今井千八百三十一番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	矢崎富蔵	甲斐市岩森千八百四十二番地三	令和三年四月五日
同	新開信夫	甲斐市志田二百三十一番地三	同
同	土橋博文	甲斐市宇津谷四千八百四十二番地	同
同	保坂順三	甲斐市下今井千八百二十七番地	同

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営中山間地域総合整備事業（大月北部地区 駒宮Ⅰ工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができ、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和三年九月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 縦覧書類 換地計画書の写し

二 縦覧期間 令和三年九月二十八日から同年十月二十五日まで

三 縦覧場所 大月市役所

四 審査請求期間 この公告の日から令和三年十一月九日まで

五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年三月二十七日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年九月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町勝山字東下端穴三千二百六十六番の一部、三千二百六十九番及び三千二百七十二番から三千二百七十五番までの区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目二番八号 株式会社ハンズコーポレーション 代表取締役 韓宇

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年九月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等

(一) 名称 タミフルカプセル七十五 百カプセル備蓄用

(二) 数量 二千二百九十五箱

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県出納局管理課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和三年八月三十日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 中外製薬株式会社

(二) 住所 東京都北区浮間五丁目五番一号

五 契約金額 四千二百七十三万九千七百八十五円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 調達に係る物品を納入することができる者が特定

されているため（地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当）。

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。

令和三年九月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
有賀きみこ後援会	有賀公子	有賀公子	甲州市大和町初鹿野一八九三―一	令和三年八月十日	令和三年八月十日
飯島孝也後援会	雨宮孝信	佐藤真紀	甲州市勝沼町下岩崎一八八一―一	令和三年八月一日	令和三年八月二十三日
正友会	小佐野茂雄	井出 徹	南都留郡富士河口湖町船津三二四八―二	令和三年八月二十四日	令和三年八月二十七日
こまざわ信治 後援会	井出 總一	渡辺 肇	南都留郡富士河口湖町船津七五四五―一	令和三年八月二十四日	令和三年八月三十日
高野こういち後援会	高野浩一	矢崎桂一	甲州市塩山千野三六八〇	令和三年九月一日	令和三年九月一日
康友会	三浦康夫	三浦まゆみ	南都留郡富士河口湖町長浜三九五	令和三年九月一日	令和三年九月三日
佐野かつや後援会	佐野勝也	雨宮順子	南巨摩郡身延町矢細工五五〇	令和三年九月六日	令和三年九月六日
遠藤公久後援会『公友会』	小池昭光	遠藤公久	南巨摩郡身延町身延三六四八	令和三年九月七日	令和三年九月八日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党忍野村支部		小侯節雄		令和三年八月二十三日	令和三年八月二十五日
旧			天野一行			
新			外川恕子			
旧	みつる会		渡辺 茂		令和三年四月二十三日	令和三年九月九日

新	相沢としゆき後援会「人にやさしい、活力ある甲州市を創る会」(チーム相沢)	日原 勇	令和三年九月五日	令和三年九月九日
旧		小島 春仁		

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
康友会	三浦 康夫	三浦 まゆみ	南都留郡富士河口湖町長浜三九五	平成二十二年十月三十一日	令和三年九月三日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
有賀 公子	市議会議員	有賀きみこ後援会	甲州市大和町初鹿野一八九三一	有賀 公子	令和三年八月十九日	令和三年八月十九日

山梨県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和三年九月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

一三、七五七

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和三年九月二十七日

山梨県選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和三年九月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

選挙区名

西八代郡・南巨摩郡

中巨摩郡

南都留郡

甲府市

三分の一の数

一四、三八〇

五、三八五

一二、九二九

五一、七三七

富士吉田市	一三、五七〇
都留市・西桂町	九、五九七
山梨市	九、六九九
大月市	六、八二〇
韮崎市	八、一二二
南アルプス市	一九、六八八
北杜市	一三、四四五
甲斐市	二〇、七四四
笛吹市	一九、二〇三
上野原市・北都留郡	六、九六三
甲州市	八、八〇七
中央市	八、一九六

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番